附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号イ中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改める。

第七条中「同条第一項第二号の六及び第八号の二」を「同条第一項第二号の七及び第八号の三」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第三条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「、第二号の五、第二号の八」を「から第二号の六まで及び」に、「及び第三号」を「から第三号までの規定」に改め、「、第二号の六」を削り、「第二号の七」の下に「、第二号の八」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第四条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「、第二号の五、第二号の八」を「から第二号の六まで及び」に、「及び第三号」を「から第三号までの規定」に改め、「、第二号の六」を削り、「第二号の七」の下に「、第二号の八」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十一号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二千六百六十一億円」を「千九百九十七億円」に、「十一万七千三百三十九分の十一万七千五十」を「十一万八千三分の十一万七千七百十四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十項の障害者正社員化コース助成金、同令第百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第十三項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によるこ	**第四十五条**　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　同上］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第十三項の成長分野人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によること